きたしんリフォームプラン

令和7年4月1日現在

	<u> </u>
商 品 名 (愛 称)	きたしんリフォームプラン
ご利用いただ ける方	 ・申込み時、年齢が満18歳以上のお客さま。 ・安定継続した収入があるお客さま。 ・一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けられるお客さま。 ・当金庫の会員または会員となる資格を有するお客さま。 ※本件お借入金額と当金庫での既お借入金額とを合算した金額が、一定金額以上となる場合には、当金庫の会員となっていただきます。 ・当金庫の融資条件に合致するお客さま。
使いみち	 ・申込人が居住(居住予定を含む)し申込人もしくはその家族(配偶者、親、子、孫、兄弟)が所有している自宅、またはその家族が居住(居住予・定を含む)し申込人が所有している自宅にかかる次の資金 A. リフォーム資金及びそれに伴う諸費用 B. 申込人が上記A. を使途として当金庫を含む金融機関・信販会社等から借入れたローン(無担保)の借換え資金(借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む)。 C. 申込人がリフォームを行う物件の取得のために、当金庫を含む金融機関から借入れた住宅ローンまたはそれを借換えたもの(直前3ヵ月以内に約定返済に遅れがないこと)の借換え資金(借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む)。(AまたはBと合わせた申込みに限る)
融資金額	・1,000万円以内(1万円単位) ・一般社団法人しんきん保証基金保証の合計利用額は、その他の商品と合わせて3,000万円が限度となります。
利用期間	・3ヵ月以上15年以内
融資利率	・変動金利です(付利単位1円)。 当初のご融資利率については、貸付日時点の「当金庫の新長期プライム レート」を基準とし決定します。 ご融資後の利率については、4月1日及び10月1日現在の「当金庫 の新長期プライムレート」を基準として年2回見直しを行います (付利単位1円)。 4月1日基準のご融資利率は8月ご返済分から、10月1日基準のご融 資利率は翌年の2月ご返済分から適用となります。 ・お取引の内容に応じて、金利を引下げさせていただきます。

返済方法	・元利均等返済または元金均等返済(6ヵ月間元金据置期間のお取扱いも可能です)・ボーナス月増額返済の併用もできます。ただし、ボーナス返済分の元金はご融資金額の50%以内とします。
保証人・担保	・一般社団法人しんきん保証基金が保証しますので必要ありません。
手数料・保証料	・手数料は融資実行手数料2,200円(税込)をいただきます。 ・保証料は融資利率に含まれます。
苦情処理措置· 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店または本部事務管理部 (9時~17時、電話:0120-778 - 211)にお申し出ください。 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記事務管理部または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517 - 5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)一もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務管理部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他	・審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。・現在の融資利率やご返済額の試算につきましては、取扱店窓口へお問い合わせください。・当金庫ホームページから申込み受付が行えます。

北群馬信用金庫